

# 福岡県公報

平成21年11月6日  
第3036号

## 目次

### 告示(第1680号 - 第1687号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	1
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	.....	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課)	.....	2
保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5
<b>公 告</b>			
臨港地区分区の変更	(港 湾 課)	.....	5
<b>正 誤</b>			
道路の供用の開始(平成21年10月福岡県告示第1488号)	中正誤	.....	6
道路の供用の開始(平成21年10月福岡県告示第1489号)	中正誤	.....	6
道路の区域の変更(平成21年10月福岡県告示第1490号)	中正誤	.....	6
道路の区域の変更(平成21年10月福岡県告示第1491号)	中正誤	.....	6
道路の区域の変更(平成21年10月福岡県告示第1497号)	中正誤	.....	7
道路の供用の開始(平成21年10月福岡県告示第1498号)	中正誤	.....	7
道路の区域の変更(平成21年10月福岡県告示第1500号)	中正誤	.....	7
道路の供用の開始(平成21年10月福岡県告示第1501号)	中正誤	.....	7

## 告 示

福岡県告示第1680号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市大城1丁目463番1及び463番5から463番21まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市早良区原5丁目14番22号  
株式会社秀建 代表取締役 栗原 秀利

福岡県告示第1681号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183 - 1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
朝倉市一ツ木1148番地の1  
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信

福岡県告示第1682号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年11月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	行 橋 線 添 田 線	行橋市大字天生田1263番1先から 同市大字天生田862番3先まで

福岡県告示第1683号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 組合の名称  
新宮町緑ヶ浜土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成20年10月15日から平成26年3月31日まで
- 施行地区  
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目の一部並びに大字上府字沖田、字大坪及び字林崎の各一部
- 事務所の所在地  
糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目9番9号
- 設立認可の年月日  
平成20年10月3日
- 変更認可の年月日  
平成21年10月26日

福岡県告示第1684号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく

特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成21年11月6日から同年11月26日までの間、福岡県環境部環境保全課及び豊前市生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻 生 渡

申請の概要

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
住 所 香川県三豊郡仁尾町大字仁尾乙177の3  
名 称 株式会社金子食品  
代表者の氏名 代表取締役 浪越 重昌
- 事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社金子食品豊前工場  
所 在 地 福岡県豊前市大字宇島76番28
- 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の18の2イに掲げる施設（冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設）（20、21）		
能 力	220 L 2基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8：00～17：00、8時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	400	1,000

時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量(mg/l)	200	300
	浮遊物質(mg/l)	250	400
	窒素含有量(mg/l)	100	200
	りん含有量(mg/l)	20	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	10	20
	汚水量(m <sup>3</sup> /日)	0.22	0.33

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の18の2イに掲げる施設(冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設)(42)		
能力	10L/分		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8:00~17:00、8時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	400	1,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	200	300
	浮遊物質(mg/l)	250	400
	窒素含有量(mg/l)	100	200
	りん含有量(mg/l)	20	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	10	20
	汚水量(m <sup>3</sup> /日)	0.2	0.3

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の18の2ハに掲げる施設(冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設)(37, 39)		
能力	11~18L/分 2基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8:00~17:00、8時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	400	1,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	200	300
	浮遊物質(mg/l)	250	400
	窒素含有量(mg/l)	100	200
	りん含有量(mg/l)	20	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	10	20
	汚水量(m <sup>3</sup> /日)	0.2	0.3

種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の18の2ハに掲げる施設(冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設)(40, 41, 43)		
能力	11~18L/分 3基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8:00~17:00、8時間/日		
使用時間の季節的変動の概要	なし		

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	400	1,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	200	300
	浮遊物質(mg/l)	250	400
	窒素含有量(mg/l)	100	200
	りん含有量(mg/l)	20	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	10	20
	汚水量(m <sup>3</sup> /日)	6.72	8.64
	水は 43 41 40の順に流れ、再使用する。		

#### 4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	排水処理施設				
型 式	角型				
構 造	鉄筋コンクリート				
主 要 寸 法	12,000×34,200×5,000m/m				
能 力	300m <sup>3</sup> /日				
処 理 方 式	活性汚泥処理、凝集沈殿処理、接触酸化処理				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等	項目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8～8.6		5.8～8.6	
生物化学的酸素要求量(mg/l)	400	1,000	40	50	

の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	化学的酸素要求量(mg/l)	200	300	5.5	25
	浮遊物質(mg/l)	250	400	30	40
	窒素含有量(mg/l)	100	200	17.6	30
	りん含有量(mg/l)	20	40	2.22	8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	10	20	8	10
	汚水量(m <sup>3</sup> /日)	157	188	157	188

#### 5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

排 水 口	項目	排水口A	
		通常	最大
事業場から排出される排出水の排出口における汚染状態及び量	水素イオン濃度	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	40	50
	化学的酸素要求量(mg/l)	5.5	25
	浮遊物質(mg/l)	30	40
	窒素含有量(mg/l)	17.6	30
	りん含有量(mg/l)	2.2	8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	8	10
	排水水量(m <sup>3</sup> /日)	157	188

福岡県告示第1685号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 保安林の所在場所

前原市大字川付字荒平161、字川付238の2、240の1、244

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1686号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成21年11月2日から 平成21年12月25日まで

福岡県告示第1687号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市東大橋2丁目2141番1及び2141番4から2141番26まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉南区湯川新町1丁目11-28

有限会社松下興産 代表取締役 松下 宣正

公 告

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県苅田港務所において公衆の縦覧に供する。

平成21年11月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る臨港地区の名称

苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区

2 変更に係る分区の種類

商港区、特殊物資港区、漁港区及び修景厚生港区

3 分区を変更した土地の区域

(1) 商港区

苅田町港町、長浜町、鳥越町、新浜町及び幸町の各一部

(2) 特殊物資港区

苅田町港町及び長浜町の各一部

(3) 漁港区

苅田町幸町、鳥越町及び大字松山の各一部

(4) 修景厚生港区

苅田町長浜町、鳥越町、新浜町、磯浜町一丁目及び磯浜町二丁目の各一部

正 誤
-----

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤		
					上	下						
21・10・2	3022	告 示	1488	4			後から 12		関係県土整備事務所	関係土木事務所		
							後から 8	表中	県土整備事務所名	土木事務所名		
			1489	4			後から 1		関係県土整備事務所	関係土木事務所		
					5		4	表中	県土整備事務所名	土木事務所名		
			1490	5			11		関係県土整備事務所	関係土木事務所		
								表中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>県土整備 事務所名</td> </tr> <tr> <td>京 築</td> </tr> </table>	県土整備 事務所名	京 築	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>土木事 務所名</td> </tr> <tr> <td>行 橋</td> </tr> </table>
			県土整備 事務所名									
			京 築									
土木事 務所名												
行 橋												
1491	5			後から 1		関係県土整備事務所	関係土木事務所					
				3	表中	県土整備事務所名	土木事務所名					

21・10・5	3023	告 示	1497	7			3		関係県土整備事務所	関係土木事務所
								表中	<table border="1"> <tr><td>県土整備事務所名</td></tr> <tr><td>北九州</td></tr> </table>	県土整備事務所名
			県土整備事務所名							
			北九州							
			土木事務所名							
			宗 像							
1498	7			後から 9		関係県土整備事務所	関係土木事務所			
					表中	<table border="1"> <tr><td>県土整備事務所名</td></tr> <tr><td>北九州</td></tr> </table>	県土整備事務所名	北九州	<table border="1"> <tr><td>土木事務所名</td></tr> <tr><td>宗 像</td></tr> </table>	土木事務所名
県土整備事務所名										
北九州										
土木事務所名										
宗 像										
1500	1			3		関係県土整備事務所	関係土木事務所			
				7	表中	県土整備事務所名	土木事務所名			
				11		関係県土整備事務所	関係土木事務所			
				15	表中	県土整備事務所名	土木事務所名			
1501	2									